



仕事の疑問
相談室
鳥取労働局

定(産業別)最低賃金
があります。

Q 私の息子はコンビニエンスストアでアルバイトをしています。町の広報紙に、鳥取県各種商品小売業最低賃金が改正になったと書いてありましたが、これが適用されますか。

A 最低賃金には全ての労働者に適用される「地域別最低賃金(鳥取県最低賃金)」と、特定産業の事業所に使用される労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」があります。鳥取県の特定(産業別)最低賃金には①各種商品小売業②電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の2業種が定められています。各種商品小売業最低賃金は「衣、食、住にわたる各種の商品を小売りする事業所で、その事業所の性格上いづれが主たる販売商品であるか判別できない事業所」に適用され、百貨店、総合スーパーなどが該当します。コンビニのほか、ホームセンター、主に食

各種商品小売業最低賃金とは



品を販売するスーパーなどは、各種商品小売業最低賃金は適用されず、鳥取県最低賃金が適用されます。なお「鳥取県最低賃金」は1時間715円(2016年10月12日発効)で、「鳥取県各種商品小売業最低賃金」は1時間718円(同12月22日発効)となっています。詳しくは鳥取労働局労働基準部賃金室に問い合わせてください。